信濃川の河川環境と水利使用の調和に関する覚書

十日町市(以下「甲」という。)と東日本旅客鉄道株式会社(以下「乙」という。)は、「十日町市とJR東日本信濃川発電所の共生に関する覚書」を平成22年3月30日に締結し、乙は、これまでの間、信濃川の河川環境と乙の水利使用との調和を図るための調査及び地元との共生の取り組みを行ってきた。

今回、平成27年6月30日に期限を迎える、乙の信濃川発電所水利使用許可の更新にあたり、信濃川中流域水環境改善検討協議会(以下「中流域協議会」という。)の議論を踏まえ、甲と乙は、信濃川の河川環境と乙の水利使用との調和を引き続き図るため、次のとおり覚書を交換する。

- 1 乙は、水力発電に使用するため、宮中取水口より最大 $316.96 \text{m}^3/\text{s}$ を取水し、宮中取水ダムから $40 \text{m}^3/\text{s}$ 以上を放流するものとする。
- 2 乙は、乙の宮中取水ダムにおける放流を、前項の定めによるほか、河川 環境、漁業及び河川の利活用を総合的に勘案し、以下のとおり行うものと する。

7 00	
期間	具体的放流方法
4月1日~5月31日	$40\mathrm{m}^3/\mathrm{s}$
6月1日~7月19日	60m³/s 程度
7月20日~9月10日	60m³/s 程度
	(但し、必要に応じて河川水温など河川環境に配慮した放流を行う)
9月11日~11月10日	60m³/s 程度
	(但し、必要に応じてサケに配慮した放流を行う)
11月11日~3月31日	$40\mathrm{m}^3/\mathrm{s}$

- 注) 6月1日から11月10日までの間は、発電施設を共用して取水する他の水利使用に支障を与えないため、河川流量によっては定めた量の放流ができないことがある。
- 3 乙は、甲と乙の信濃川発電所の共生のため、JR東日本発電取水総合対策市民協議会からの要望事項(平成22年3月19日付「要望書」)について、引き続き誠意をもって協議し、甲、乙が協力して必要な施策を実施するものとする。

- 4 甲と乙は、地域活性化に向けた取り組みや施策について、誠意をもって 協議し、甲と乙の将来にわたる相互の発展をめざして、必要に応じた対応 を行うものとする。
- 5 乙は、中流域協議会の議論に基づく河川環境調査に協力するものとする。 また、中流域協議会から放流に関する新たな意見が出された場合には、乙 は意見を踏まえ、必要により見直しを行うものとする。
- 6 乙は、乙の信濃川水力発電に係る水利使用の期間を10年として、更新申請をするものとする。なお、水利使用の許可の更新にあたっては、乙は、前項の調査等の結果を踏まえ、その内容を甲と真摯な協議のうえ、更新申請するものとする。
- 7 この覚書に定めのない場合、または覚書で定めた事項につき疑義が生じ た場合には、その都度甲、乙誠意をもって協議するものとする。

この覚書成立の証として、覚書2通を作成し、甲乙各々記名押印のうえ、 各自1通を保有する。

平成27年5月8日

甲 十日町市 十日町市長 関 口 芳 史

乙 東日本旅客鉄道株式会社 代表取締役社長 冨 田 哲 郎